

事業の概要について

項目	内 容
事業の目的	一人一人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者並びに妊婦がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とする事業です。
事業の内容	<p>子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条第 1 号に基づき、以下の事業を実施します。（*事業類型：基本型）</p> <p>（1）利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援</p> <p>（2）教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整・連携、協働の体制づくり</p> <p>（3）積極的な広報・啓発活動を実施し、広く利用者に周知</p> <p>（4）その他事業を円滑にするために必要な業務</p>
事業の対象	原則として川越市に住所を有している小学校就学前及び学童期の子どもを持つ家庭、妊婦、特別な支援を要する可能性のある子どもを持つ家庭、要支援家庭等地域の子育て支援を必要としている方としています。
実施場所	<p>以下の場所での実施を予定しています。</p> <p>（1）川越市子育て支援センター（ウエスタ川越 2 階）</p> <p>（2）地域の子育て支援拠点等子育て支援を必要とする方の身近な場所に出向き実施</p>
職員の配置等	<p>「子育て支援員研修事業実施要綱」に定める研修を修了した専任の職員を、川越市子育て支援センターに 1 名配置の予定です。</p> <p>*「子育て支援員研修」・・・子ども・子育て支援新制度において実施される保育や子育て支援事業に従事を希望する者が、必要な知識・技能等を修得するために国が創設した全国共通の研修制度</p>
実施日及び時間	<p>実施日は、以下に掲げる日を除く月曜日から金曜日までの週 5 日とし、実施時間は、午前 9 時から午後 4 時までとします。</p> <p>（1）国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日</p> <p>（2）12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）</p>
関係機関との連携について	事業の実施に当たっては、教育・保育・子育て支援を提供している機関のほか、教育委員会、総合保健センター等市の行政機関、地域における保健・医療・福祉の関係機関・団体に対しても事業の周知等を積極的に図るとともに、連携を密にし、事業が円滑かつ効果的に行われるよう努めます。
事業の効果について	<p>この事業の実施により、以下の効果が期待できます。</p> <p>（1）子ども・子育て支援制度によって幅広く用意された保育施設・事業の情報が、それを必要としている家庭へ確実かつ円滑に届くようになるため、待機児童対策としての効果が期待できます。</p> <p>（2）保護者が必要としている多様な子育て情報を一体的包括的に提供する取り組みにより、子育てへの安心感や利便性の向上が図れます。</p> <p>（3）子育て家庭の個別ニーズを把握することを通して、困難な事情を抱えた家庭への予防的な支援が可能になり、虐待など事態の深刻化を防ぐ効果が期待できます。</p>